

川崎市告示第 6 0 8 号

生活騒音対策に関する指針

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成 1 1 年川崎市条例第 5 0 号）第 1 1 7 条の規定に基づき、生活騒音対策に関する指針を次のように定め、平成 1 2 年 1 2 月 2 0 日から適用する。

平成 1 2 年 1 2 月 1 日

川崎市長 高橋 清

1 生活騒音の防止対策

市民は、静かな生活環境を作るため、必要に応じて次のような配慮等を行うよう努めるものとする。

(1) 家庭用機器

ルームエアコンディショナー、電気洗濯機、電気掃除機、家庭用給湯機等の家庭用機器は、早朝及び深夜の使用を控え、日常の手入れ・定期点検を行い、特にルームエアコンディショナー室外機、家庭用給湯機等の設置場所は隣家からなるべく離し、場合によっては防音壁を設置する等近隣に配慮すること。

また、集合住宅等においては、電気洗濯機及び電気掃除機の夜間における使用はできるだけ避けること。

(2) 音響機器

ピアノ、ステレオセット、テレビジョン等の音響機器の使用は、演奏時間や使用時間に注意を払い、特に早朝や深夜は避ける。また、音量の調整及びヘッドホン等の使用により極力音の発生を控えること。

(3) その他

ア 自動車のアイドリングは最小限にとどめ、早朝や深夜のアイドリングは極力行わないこと。

イ 集合住宅においては、室内での足音や跳びはね音は、床にじゅうたん、カーペット等の緩衝材を敷き、必要に応じて床構造の改造を行うこと。

ウ ドアの開閉については、静かに行い、場合によってはスポンジなどの緩衝材を戸のあたる部分に張り付けること。

2 防止指針値

生活騒音を防止するための目安となる指針値は別表に定める。

別表

1 家庭用機器、住宅用設備及び音響機器による騒音

<p>防止指針値は、生活騒音の測定地点付近において当該機器又は設備による騒音を除き、常時存在する平均的な騒音の値（以下「環境騒音値」という。）以下とする。 ただし、環境騒音値が各区分における上段の値を超えている場合の防止指針値は上段の値以下とし、環境騒音値が下段の値以下である場合の防止指針値は下段の値以下とする。</p>					
(単位：デシベル)					
発 生 源	時間帯区分		昼間 (午前8時から 午後6時まで)	朝 (午前6時から 午前8時まで) 夕 (午後6時から 午後11時まで)	夜間 (午後11時から 午前6時まで)
	地域区分				
家 庭 用 機 器 ・ 住 宅 用 設 備	A	第1種低層住居専用地域	55	50	45
		第2種低層住居専用地域			
		第1種中高層住居専用地域			
		第2種中高層住居専用地域			
	B	第1種住居地域	50	45	40
		第2種住居地域			
C	その他の地域				
	近隣商業地域	65	60	55	
D	商業地域	60	55	50	
	工業地域				
音 響 機 器	A	第1種低層住居専用地域	55	50	使用しないこと。ただし、音が外部に漏れない防音措置を講じた場合は除く。
		第2種低層住居専用地域			
		第1種中高層住居専用地域			
		第2種中高層住居専用地域			
	B	第1種住居地域	50	45	
		第2種住居地域			
C	その他の地域				
	近隣商業地域	65	60		
D	商業地域	60	55		
	工業地域				

- 備考 1 家庭用機器とは、ルームエアコンディショナー、換気扇等の空調機器類、給湯機器類、電気洗濯機、乾燥機、電気掃除機、冷蔵庫等の家事用機器類、電気かんな、電気ドリル等の家庭用工作機器類等をいう。
- 2 住宅用設備とは、バス、トイレ等の給排水衛生設備類等をいう。
- 3 音響機器とは、テレビジョン、ラジオ、ステレオセット等の音響機器類及びピアノ、電子オルガン等の楽器類をいう。
- 4 地域区分におけるそれぞれの地域（その他の地域を除く。）とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する地域をいう。

その他の地域とは、同号に掲げる用途地域として定められた地域以外の地域（同号に定める工業専用地域を除く。）をいう。

- 5 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 6 騒音の測定は、計量法第71条の条件に適合した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 7 騒音の測定方法は、日本工業規格（以下「規格」という。）Z8731に定める騒音レベルの測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (5) 環境騒音値は、すべての指示値の平均値又は中央値とする。
- 8 集合住宅等における防止指針値は、隔壁の遮音効果に基づき、表に示す値より5～10デシベル低い値とする。
- 9 騒音の測定地点は、生活騒音を発生している住宅の敷地境界とする。ただし、集合住宅等の場合は、受音側の室内とする。

2 集合住宅の床衝撃による騒音

防止指針値は、各区分に定める値以下とする。		
(単位：デシベル)		
昼間 (午前 8 時から 午後 6 時まで)	朝 (午前 6 時から 午前 8 時まで) 夕 (午後 6 時から 午後 11 時まで)	夜間 (午後 11 時から 午前 6 時まで)
4 5	4 0	3 5

備考 1 床衝撃による騒音とは、集合住宅等の上下に接している 2 室間で、上階の人の行動が床に衝撃を与え、それが固体音として下の階に伝わって発生する騒音をいう。

(1) 軽量床衝撃音

軽くかつ硬い衝撃源により発生する騒音で、硬い靴での歩行や椅子などを動かすときに発生する床衝撃音をいう。

(2) 重量床衝撃音

重くかつ柔かい衝撃源により発生する騒音で、子供の跳びはねや走りまわるときに発生する床衝撃音をいう。

2 防止指針値は、建築物の遮音等級が軽量床衝撃音は L-45、重量床衝撃音は L-50 (規格 A1419) を標準とし、当該標準とする等級と異なる等級の場合の防止指針値は、標準とする等級との差の値を上記の表からそれぞれ増減したものとす。

3 建築物の床衝撃音に対する遮断性能を表わす床衝撃音レベルの測定は、規格 A1418 による。

4 デシベルの定義、騒音測定、使用機器、測定方法及び騒音の大きさの決定方法については、1 家庭用機器、住宅用設備及び音響機器による騒音と同様とする。

5 騒音の測定地点は、受音側の室内とする。